

# にゅーす レター



NPO 消費者ネットおかやま 岡山市北区下石井 1-1-3 日生第二ビル 8階 (県消団連気付)  
TEL086-221-4302 FAX086-221-4343 ホームページ <http://okayama-con.net>

## ～お知らせ～

「NPO消費者ネットおかやま第4回通常総会」を開催します。

### NPO 消費者ネットおかやま第4回通常総会招集通知

2011年4月1日

会員 各位

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正 (公印省略)

#### 第4回通常総会開催について

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より当ネットの活動に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、NPO 法人消費者ネットおかやまは、定款第22条により、第4回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2011年6月4日(土) 13時30分～14時15分
2. 場 所 きらめきプラザ 3階 会議室(301) (岡山市北区南方二丁目 13-1)
3. 総会の主たる審議事項
  - 第1号議案 2010年度事業報告承認の件
  - 第2号議案 2010年度決算承認の件
  - 報告事項 2011年度事業計画
  - 報告事項 2011年度収支予算

\* 定款第20条により、事業報告・収支決算は総会議決事項に、事業計画・収支予算は、定款29条により、理事会議決事項となっています。

  - 第3号議案 定款変更の件
  - 第4号議案 役員選任の件
  - 第5号議案 議案決議効力発生に関する件
4. 総会の参加申込みについて
  - ① 総会は個人・団体会員によって構成されます。会員外の方もオブザーバーとして参加できます。
  - ② 参加申込みについては、本議案書に同封の申込書にお名前等ご記入の上、5月26日(木)までに返信用封筒(同封)にてご投函ください。

(委任出席の場合は、書面議決書または、委任状を申込み書と同様に「投函」ください)

なお、議案書は、5月13日をめどに会員宛にお届け致します。

## 【通常総会同時開催】「集团的消費者被害救済制度」学習講演会

消費者庁企画課長補佐の鈴木敦土様をお迎えして、集団消費者被害救済制度についての学習講演会を予定しております。通常総会後に行いますので、集团的消費者被害救済制度が法制化に向け検討がされている中でもありますので、ぜひご参加ください。会員外の方もご参加いただけます。

日時：2011年6月4日

14時30分～16時30分

場所：きらめきプラザ 3階301会議室

### <ことばの解説> 集团的消費者被害救済制度

消費者被害を受けた被害者に代わって、一定の団体に損害賠償を請求する裁判をすることを認める制度です。

現在の適格消費者団体が行っている、消費者団体訴訟制度では差止訴訟（違法な行為をやめなさいという裁判）しかできないため、既に発生してしまった消費者被害の回復には個別に裁判をすることしかできません。しかし、これでは、「少額多数の被害が頻発する」消費者被害の性質からすれば、被害者の負担が大きく、泣き寝入りしてしまうことなどの問題点が指摘されています。そこで、消費者被害の回復のために集团的消費者被害救済制度の整備が、今、法制化に向けて議論されています。

## ご注意ください！ ～東北関東大震災に関連した相談が増えています～

本にゅーすレターの編集中の3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生しました。M9.0という未曾有の大地震及び大津波に見舞われた被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りし、また、犠牲となられた方のご冥福をお祈りいたします。

さて、この大震災に際し、各方面で支援の輪が広がっていることは、各メディアの報道によりご周知のことと思います。しかし、これに伴い、義捐金を騙った詐欺、震災に便乗した契約などの相談が既に国民生活センターに寄せられております。消費者庁ホームページで報告されている事例としては、社会福祉団体や行政を名乗って義捐金を依頼する例などが報告されています。公的機関が義捐金を求めることは考えられませんから、義捐金を送る場合には、相手方をよく確認しましょう。

このようなことに気をつけなければならないことは悲しいことですが、皆様の善意を無駄にしないためにも、寄付される際、また、契約をされる際は、相手方の確認など、今一度、ご注意をお願いいたします。

### <相談窓口>

- 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口

(岡山県消費生活センター)

電話 086-226-0999

(消費者ホットライン)

電話 0570-064-370

<消費者ホットラインとは？>

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号で身近な消費生活に関する相談窓口（消費生活センター等）を紹介するシステムです。県外などにお住まいの方で相談窓口がわからない方はこちらにお電話してみてください。

- 警察（警察安全相談窓口）

電話 #9110

# 第11回 消費者被害なんでも相談会(無料)

☆不当勧誘、貸衣装・賃貸等不当契約、多重債務、建物・設計問題など、トラブルでお困りの方へ☆

**ご一報ください！ 会場にお越しください！**

事前予約の必要なし 相談の時間制限なし 相談会当日は電話でも受付けています

とき 4月23日(土) 10時~15時

ところ **きらめきプラザ**

5階 県消費生活センター研修室  
岡山市北区南方二丁目13-1(旧国立病院)

きらめきプラザの案内図⇒

会館駐車場がご利用できます  
岡山駅より北へ徒歩 約15分



電話でご相談の方

・・・086-801-5161 (当日のみ)



←第10回相談会の様子

当ネット会員である弁護士、司法書士、建築士等が  
ご相談に応じます

**会員のみなさまのご協力をお願いします**

## ～情報をお寄せください～

消費者ネットおかやまでは、活動の一つとして、悪質な事業者に対する行為の中止の申し入れを行っています。些細な消費者被害でも数が多ければ大きな問題です。消費者被害やトラブルの情報をお寄せください。

○こんなことはありませんか？

- ・契約を利用日の半年前にキャンセルしたら高額のカンセル料を請求された。
- ・訪問販売がしつこくて帰ってくれない。

## お知らせ ～学習会への講師派遣～

消費者ネットおかやまでは、消費者啓発の一環として、消費者問題に関する学習会などへの講師派遣も行っております。派遣される講師は当ネット会員の弁護士、司法書士、建築士となります。

講師派遣を希望される方、団体がございましたら、まずは当ネットに電話・メールなどでご連絡ください。

# 活動報告

○地方消費者グループ・フォーラム in 中国・四国(消費者庁・全国消費者団体連絡会主催)  
平成23年1月25日 於 岡山市 オルガホール

中四国9県より当ネットを含む、消費者団体が実行委員会を作り、企画内容を検討し、30団体86名、地方行政から6名、消費者庁から5名が一堂に会して活動交流が行われました。

## ～開催趣旨～

消費者の安全・安心確保に向けて、地域の消費者行政の充実・強化を図るためには、行政の取り組みだけでは限界があります。そこで、それぞれの地域において、消費者や関係団体・グループが消費者を取り巻く課題を見つけ、行政と連携・協働も図りながら消費者問題に取り組むことや、消費者行政の充実を働きかけていくこと等が不可欠です。このような問題意識の下で、今回、消費者庁と全国消費者団体連絡会の共催事業として、各地域の団体・グループの取り組みに関する情報発信や、団体・グループ間の情報交換・意見交換を行う交流会が開催されました。



## ～フォーラムでは～



最初に消費者庁福嶋 浩彦長官より、消費者庁からの報告がされました。報告の中では、消費者行政における「消費者保護から自立支援」への方針の大転換が強調されていました。そして、この方針転換で大切になってくるのが行政と消費者の情報共有であると指摘されていました。また、国民生活センターのあり方について検討されていることが報告され、意見を寄せてほしい、とのことでした。

この後、消費者団体からの活動報告、寸劇などが行われました。

### ○活動報告の内容

団体名	テーマ
NPO 法人 えひめ消費者ネット	「消費者力をアップして暮らしを守ろう皆の力で」 ～悪徳商法被害未然防止のために～
山口県消費者団体 連絡協議会	「山口県自治体の消費者相談窓口訪問調査」
広島県消費者団体 連絡協議会	「消費者被害防止ネットワーク」 (見守りネットワーク)の設立と今後に向けて
香川県消費者団体 連絡協議会	「生かそう、あなたの消費者力」
山口県地域消費者団体 連絡協議会	「私たちの活動から“食”を通じて見えてきたもの」



後半は各テーブルで分散会が行われ、実行委員の司会の下で、前半の全体会での感想、各団体の活動についての情報交換が行われました。これだけの内容で約3時間という、タイトな日程の中ではありましたが、当ネットも含む参加団体においては、問題意識を新たにできた、有意義なフォーラムであったのではないかと思います。

